

「相談員制度」について

平成 27 年 8 月

内閣府原子力被災者生活支援チーム

「相談員」制度の経緯

避難生活を余儀なくされている方々だけでなく、避難指示区域外の住民も、これまでの生活が変化したことに伴い、放射線に対する不安や生活再建に対する不安を抱えている。こうした個々人の多様な不安に対応するための取り組みのひとつとして、「相談員」という概念が生まれた。

- ◎ 原子力発電所事故の後、住民の方々が直面する放射線不安や生活再建等に関する課題に対して、これまでも、様々なバックグラウンドの方々が、地元の最前線に立ち、懸命な取組を実施。

(例)

- 個人線量測定結果に基づく医師による個別相談会の実施(田村市)
- 講座・健康相談会・訪問相談の実施(伊達市)

- ◎ こうした取組が効果を発揮する一方、その継続的な実施や他の様々な取組との連携を支援してほしいといった声が現場からあり、平成25年11月、原子力規制委員会は、帰還の選択をする住民を身近で支える「相談員」の配置を提言。

- ◎ これを受け、政府として、閣議決定(「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」)を行い、地元自治体による相談員の配置やその活動の支援を行うべく、相談員の育成・配置や個人線量低減支援のための予算を措置。

- ◎ 今後とも、「相談員制度」が、予算の活用の有無にかかわらず、地元の意向を踏まえ、地元にとって使いやすく効果的な制度となるよう、引き続き御意見をいただいてまいりたい。

「相談員」の役割・担い手

「相談員」は、被災住民の方々が放射線に向き合いながら生活していくために、住民の身近で、様々な相談に応じ、その自発的な活動を支援する。

◎相談員の具体的な役割(例)

● 放射線量測定

個人線量計、サーベイメータ等の各種機器の貸し出しや使用方法の解説や測定補助を行う。

● 測定結果の丁寧な説明

放射線を健康問題に関わる要因の一つとしてとらえ、戸別訪問等を通じて一人一人の放射線量測定結果を納得いくまで丁寧に説明する。

● 住民の関心・要望等の聞き取り

戸別訪問等を通じて放射線や生活再建等に関する様々な関心・要望等を聞き取り、集約する。

● 住民の関心・要望等に向き合った対応策の提案

相談員自身がアドバイスを رفتたり、行政や専門家につないだり、あるいは、コミュニティ単位で行うプロジェクト(例:個人線量の把握・管理、ストレス解消の取組など)の提案を行い、個々の住民の関心・要望等の解決につなげていく。

◎想定する相談員の担い手

- 地域住民との信頼関係を構築し、彼らの関心・要望等を行政や専門家に適切につなぐことができる人材(必要に応じて、複数人で役割分担し、チームとして活動することもあり得る)
- 例えば、保健医療福祉関係者、自治体職員・教職員(OB)、自治会代表者、放射線関係業務従事者(OB)等。

「相談員」事業への支援

平成25年11月の原子力規制委員会決定「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」や同年12月の閣議決定「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を受け、「相談員」事業を行う自治体等に対して、財政面に加え、支援拠点を整備し、その取組を支援する仕組みを用意している。

◎財政支援

- 福島再生加速化交付金において、相談員事業を行う自治体等※に対して、相談員の人件費や研修、その他必要な経費について、交付金を交付。

(※交付対象:浜通り・中通りの全42市町村、福島県など。)

◎支援拠点の整備

- 相談員の活動を科学的・技術的な面から支援する拠点(放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター)をいわき市に整備。相談員の放射線に関する知識の習熟のための研修や専門家の紹介・派遣などを実施。

◎効果的な運用支援

- 相談員制度に係る効果的事例の横展開や今後の取組に関する意見交換・助言、関係省庁・県・市町村との連携の円滑化を図るため、実務者会合を開催。
- 国の職員が地元自治体を訪問し、地元の意向・要望等を聴取。予算活用へのアドバイスや、必要な専門家の紹介など、各自治体の実情に応じた相談員事業の立ち上げを支援。

相談員制度の運用に関する実務者会合について

地元自治体がそれぞれの実情に応じて主体的に相談員制度を運用できるよう、地元自治体・国・福島県等との間での効果的事例の情報共有・横展開や連携の強化を目指し、平成27年2月20日に福島市にて「相談員制度の運用に関する実務者会合」を開催。今後も引き続き開催予定。

<第1回会合における主な意見>

- 全ての自治体に適用できる画一的な相談員制度のモデルは存在しないが、「コミュニティの再生」という目標を住民が共有することは、いずれの自治体においても重要。
- 行政、専門家、住民を巻き込んだ柔軟性に富む共同プロセスを構築することが重要。
- 「住民のために」ではなく、「住民とともに」復興に取り組むことが重要。
- 福島の現場で活動する専門家同士の協力体制をもっと強化すべき。
- 「効果的事例」だけでなく、「困った事例」も共有するべき。

【有識者】

明石真言※（独立行政法人放射線医学総合研究所理事）

春日文字※（国立医薬品食品衛生研究所安全情報部長）

熊谷敦史（福島県立医科大学災害医療総合学習センター副センター長）

高村 昇（長崎大学原爆後障害医療研究所国際保健医療福祉学研究分野教授）

坪倉正治（東京大学医科学研究所医師）

丹羽太貫※（公益財団法人放射線影響研究所理事長）

早野龍五（東京大学院理学系研究科物理学専攻教授）

星 北斗※（公益財団法人星総合病院理事長）

宮崎 真（福島県立医科大学放射線健康管理学講座助手）

森口祐一※（東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授）

山西弘城（近畿大学原子力研究所教授）

（※）は原子力規制委員会「帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チーム」委員



高木本部長による冒頭挨拶

相談員の活動事例 ①(伊達市)

○伊達市は、放射能健康相談窓口や放射能に対するQ & A講話のほか、心の相談やストレスケアに関する専門家(臨床心理士、作業療法士、保健師、保育士等)によるチーム(元気アップ復興隊)が中心となり、放射線に対する不安や日常生活における健康問題などで心身に不調がみられる方々に対して以下のケアを実施。

- ①集会所等での「お茶のみ会」を開催し、ストレス解消の講話やラフターヨガ・体操・ゲームの実施、
- ②乳幼児健診と連携したストレス相談や遊び方の紹介、
- ③帰還者親子への情報提供及びメンタル支援 等

○特に、乳幼児健診と連携したストレス相談は、乳幼児健診の機会に併せて実施することで、相談しやすいよう工夫。



お茶のみ会(ストレス解消)



お茶のみ会(ラフターヨガ)

相談員の活動事例 ②(川内村)

- 川内村は、長崎大学や村の保健師による戸別訪問による健康相談、総合検診や検診結果返却等での健康相談を実施中。
- また、住民の方々に個人線量計を貸与するとともに、長崎大学等による線量データの解説や放射線の健康影響等に関する個別相談を実施中。
※長崎大学は、川内村と締結している協定に基づき、川内村に拠点を設置し、保健師を常駐。
- 平成27年4月から、放射線取扱主任者の資格を持つ相談員を1名配置し、長崎大学等と連携しながら、戸別訪問等により住民の放射線に係る相談に対応。



住民に配布している個人線量計の例



検診結果返却会での健康相談

相談員の活動事例 ③(広野町)

- 広野町は、平成26年11月、「放射線相談室」を設置し、3名の相談員を配置(前広野町社協会長、子育て世代の看護師、放射線の専門家(非常勤))。
- 相談室は、「幸せな帰町・復興」を実現していくために、放射線による健康への影響や生活環境上の不安等に関する相談やケア、さらには放射線に対する正確な情報提供を行っていく。
- 放射線対策課(除染業務のほか、広野町役場内の複数部署において実施されている放射線対策業務の取りまとめ)が、相談室の活動を全面的にサポートしている。

【平成27年度活動計画】

1. 専門家による講演会等の開催
2. 相談会の開催
 - ・来訪者に対する個別相談
 - ・仮設集会所での相談会の開催
 - ・行政区・町の行事を活用しての相談会の開催
3. 電子式個人線量計の配布と結果の読み取り
4. 広報誌(相談室だより)の発行による活動報告、情報提供
5. 役場職員向け研修会の開催



相談員の活動事例 ④(いわき市(末続地区))

○市が自主避難を要請した久之浜町末続地区では、同地区で生活する住民が自ら、地区内の放射線量の測定や専門家を招いての相談会などを行い、放射線に関する共通理解を深めることを通じ、地域コミュニティ再生の取組を実施中。

○いわき市は、外部被ばく線量の測定、内部被ばく検査の実施、食品等の放射性物質検査の実施、専門家による個別相談会の実施、地区の取組及び放射線に関する情報発信といった地域の自主的な取組の支援を実施中。

【取組の概要】

1. 外部被ばく測定

117台の電子式個人線量計(Dシャトル)を貸し出し中

2. 食品測定

週一回(火曜日)、地区集会所にて食品測定を実施
(基準値(100Bq/kg)以上/以下を判定)

3. 内部被ばく測定

年2回のWBC検査、食生活の確認

4. 情報の共有

地区便りの発行(2~3か月に1度)、定期的な説明会

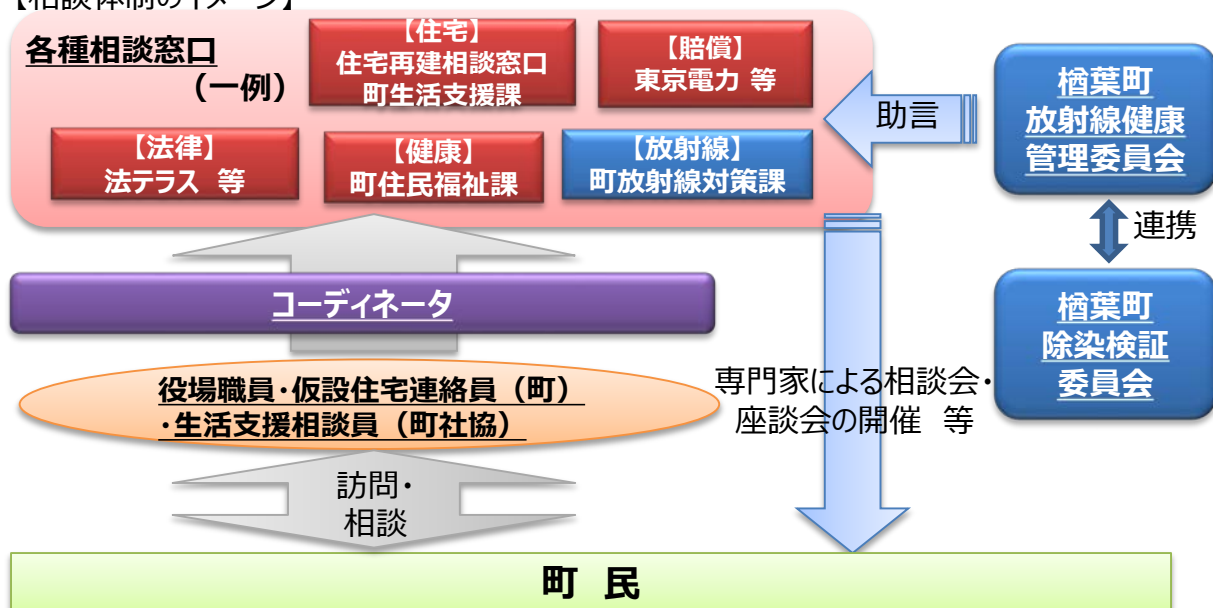


個人被ばく線量データを見ながら専門家から説明を受ける住民

相談員の活動事例⑤(檜葉町)

- 平成27年4月から、戸別訪問による見守り活動を行っている役場職員や仮設住宅連絡員、生活支援相談員【1階部分】が、戸別訪問による傾聴、相談活動を通じて、住民の放射線や生活再建に関する悩みや不安内容を引き出し、専門家や保健師等【2階部分】に適切につなぎ、課題解決にきめ細かに対応できる体制を運用。
- 個人線量計の携行により把握した被ばく線量を正しくとらえ、その結果を実際の生活に役立てていただくことを目的に、専門家(県立医大・宮崎真先生)の協力を得て、放射線個人線量に関する座談会・個別相談会を平成27年5月8日、27日、6月17日に開催。
- 今後の町の健康管理体制や放射線リスクコミュニケーション、放射線防護に係る施策や取組について助言を得る、放射線、医療、疫学、社会学、心理学の専門家で構成する「檜葉町放射線健康管理委員会」を立ち上げ、平成27年6月22日に第1回を開催(年4回開催予定)。

【相談体制のイメージ】



* 情報交換及び情報の共有

- ・地域の課題を把握し、適切な対応ができるよう関係機関、生活支援相談員、仮設連絡員の定期連絡会を毎月1回開催。また、被災者カルテを活用し情報を整理。

* 人材育成

- ・放射線の健康不安の明確化、リスク認知を把握し、放射線が及ぼす健康影響を予防するため、個々のニーズに適した対応ができるよう関係機関等の研修を実施。

相談員の活動事例 ⑥(その他の自治体)

【川俣町】

- 川俣町は、近畿大学などの協力を得て、町内の幼小中学校の子どもの個人線量評価を実施。平成27年2月、3月には、町民や町内就業者を対象に、近畿大学の専門家による放射線健康セミナーや個別の健康相談を実施。
- 今後も、役場職員や生活支援相談員の巡回訪問等による傾聴活動を通して、山木屋地区住民の心のケアを実施。特に放射線に関する疑問や不安等については、必要に応じて専門家へのつなぎ、相談対応等を行っていく予定。

【南相馬市】

- 南相馬市は、ガラスバッジによる個人線量測定結果やWBC測定結果を踏まえ、放射線健康対策委員会が必要と認めた住民に対して説明・相談を実施。また、地区ごとや各種団体での相談会も実施。
- 平成27年7月から、主に小高区住民や子どもを持つ親、食や水に対する不安を持つ人を対象に、放射線の健康影響等に関する相談に対応する相談員を任命。2か月の研修期間を経て、9月から戸別訪問を始めるほか、相談会や座談会形式の相談対応も行っていく予定。

(参考1) 「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」(抄)

(平成25年11月20日原子力規制委員会決定)

帰還の選択をする住民が、帰還後に自ら個人線量を把握・理解し、その結果に基づく被ばく低減対策等を取り、放射線と向き合いながら生活していくためには、地域毎に、いわゆる相談員が住民の身近にいることが不可欠である。

相談員は、各市町村が地域の実情に応じて選出した、帰還の選択をする住民に寄り添って支援をする人たちのチーム(班)であり、地域に応じて多様なかたちがありうる。例えば、自治会の代表者や地方自治体の職員、各市町村で活動する医師・保健師・看護師・保育士等(以下、「保健医療福祉関係者等」という。)等が考えられる。

相談員を中心とした取組は、被ばく線量の低減策や放射線に対する不安に応えるための対策を有機的に結びつけ、対策が効果を発揮する上で不可欠なものである。具体的には、住民が個人線量を把握し、被ばく線量の低減を図り、健康を確保するといった住民の自発的な活動を支援するため、相談員は被ばく低減対策の助言や健康相談等にワンストップで応えられる機能を有することが重要である。

また、相談員は、放射性物質で汚染された環境における、住民の日常生活将来に向けての生活再建・生活設計の支援、避難の継続に伴う不安の解消といった、幅広い役割を担うことが期待される。さらに、帰還した住民による故郷の復興・再生やコミュニティの復活など、帰還した地域の生活環境の向上にも資することが期待される。

さらに、帰還の選択をしない住民についても、地域とのつながりを通じて相談員に相談する機会を得ることで、放射線に対する不安や生活再建に伴う不安の解消に資することが期待される。

そのため、国は、各市町村が地域の実情に応じて選出した相談員の活動を継続的に支援することが必要である。

(参考2) 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」(抄) (平成25年12月20日閣議決定)

帰還の選択をする住民の方々が、帰還後に自ら個人線量を把握・理解し、その結果等に着目した被ばく低減対策等を探り、放射線と向き合いながら生活していくため、また、日常生活や将来に向けての生活再建・生活設計の支援、避難の継続に伴う不安の解消や故郷の復興・再生やコミュニティの復活など、帰還した地域の生活環境の向上に資するため、各市町村が地域の実情に応じて選出する相談員の配置や住民の方々からの要望にワンストップで応えられる相談員の活動を継続的に支援する。

相談員の配置時期、担い手、担わせる役割、活動内容等については、各市町村による自主的な選択を基本とし、国は、各市町村からの求めに応じ、相談員体制の整備に協力することとする。なお、相談員としては、例えば、自治会の代表者や地元自治体の職員、地元自治体の職員であった者、社会教育指導員、各市町村で活動する保健医療福祉関係者等などが想定され、放射線に関する知識等の住民の方々への伝達、個人線量測定結果を踏まえた、例えば、コミュニティ単位での詳細なモニタリングの提案、故郷の復興・再生やコミュニティの向上に資する取組の提案等を通じて、住民の方々の自発的な活動を支援する中心的な役割を果たしていくことが期待される。

(参考3) 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂(抄) (平成27年6月12日閣議決定)

住民の方々を身近で支え、放射線等に関する関心・要望等に対応していく相談員については、福島再生加速化交付金や「放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター」により、地元自治体による配置及びその活動を支援してきたが、地元自治体がそれぞれの実情に応じ主体的に活用できるよう、地元自治体・国・福島県等との間での効果的事例の情報共有・横展開や連携の強化など、相談員制度が効果的に活用されるための支援を充実し、更なる普及に努める。